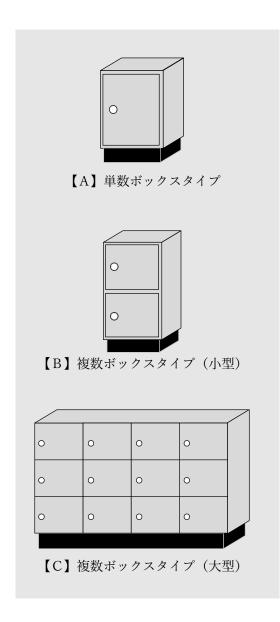
宅配ボックスの設置と補助額について

宅配ボックスには、さまざまなタイプがあります。それぞれのタイプと設置状況における申請方法は、以下の通りとします。



個人が自分の住戸について申請する場合(戸別申請)

● 戸建住宅に、【A】を設置した場合

11.000 円

※複数の宅配ボックスを設置しても同様です。

※【B】または【C】を設置しても同様です。

② 共同住宅に、【A】を自宅専用に設置した場合

11,000円

※複数の宅配ボックスを設置しても同様です。

※【B】または【C】を設置しても同様です。

3 共同住宅に住む個人(101号室)が、

11.000 円

隣人(102号室)と共同で【B】を設置し、それぞれ利用する場合

※101号室または102号室のいずれかが申請できます。(性能証明書の発行は1台に1枚発行されるため。) ※いわゆる二世帯住宅の場合も同様です。

※【C】を設置しても同様です。

管理組合等が建物全体について申請する場合(一括申請)

4 【A】を全部または一部の住戸に各戸の専用として、1台ずつ設置した場合 設置台数

※補助対象の設置台数は、共同住宅の総戸数を上限とします。

※【B】または【C】を各戸の専用に1台ずつ設置する場合も同様です。

×11.000 円

⑤ 【A】を共用として、1台または複数台設置する場合

※補助対象の設置ボックス数は、総戸数と20のいずれか小さい方が上限です。 ※【B】を共用として設置しても同様です。

設置ボックス数

×11.000 円

⑥【C】を共用として、1台または複数台設置する場合

※補助対象の設置ボックス数は、総戸数と20のいずれか小さい方が上限です。 ※全部または一部を各戸の専用で利用する場合も同様です。

※【A】または【B】と組み合わせて設置した場合も同様です。

設置ボックス数 ×11,000 円

☆ 【A】を各戸の専用として、【C】を共用として両方を設置する場合

※補助対象の設置台数又は設置ボックス数は、

【A】のタイプは総戸数、【C】のタイプは20を上限とし、 全体の補助額は、総戸数×11,000円が上限です。

※【B】を設置して構成する場合も同様です。

設置台数×11.000 円

設置ボックス数×11,000 円